

子ども医療費助成制度のご案内

医療機関(薬局・訪問看護ステーションを含む)の窓口で、マイナ保険証等と子ども医療費受給資格証を併せて提示することで、医療費(保険診療分)の自己負担額の全部または一部について助成を受けられる制度です。

助成後の自己負担額

対象者	通院	入院
就学前・小学生	無料	無料
中学生・高校生等	1割	

※高校生等とは在学の有無に関わらず、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの方
※中学生及び高校生等の通院医療費のひと月あたりの自己負担上限額は、44,400円
※高校生等の入院医療費は令和5年10月から助成開始
※差額ベッド代などの保険適用外のものや、食事療養費は助成の対象外

申請方法

下記のいずれかの方法で申請してください。

・電子申請 ・窓口申請 ・郵送申請(送付先は裏面に記載)

電子申請は
こちらから



申請受付場所 : 各 区役所市民保険年金課・福祉事務所・支所・地域センター

申請に必要なもの: 申請する保護者の方の本人確認書類

※生活保護を受給中の方は、制度の対象外です。

助成方法

◆県内の医療機関を受診する場合

- ①医療機関の窓口でマイナ保険証等と受給資格証を提示してください。
- ②中学生・高校生等の方※の通院医療費については、自己負担額を医療機関にお支払いください。

※中学生・高校生等の医療費助成について

小児慢性特定疾病、自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院医療)、指定難病の治療を受けた場合、令和6年1月1日の受診から、認定を受けている疾病に係る治療に限り、通院医療費の自己負担額が無料になります。治療を受ける指定医療機関の窓口で、以下の3点を併せて提示してください。

- ①マイナ保険証等
- ②子ども医療費・心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費のいずれかの受給資格証
- ③小児慢性特定疾病・自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院医療)・指定難病のいずれかの受給者証

◆受給資格証を忘れた場合や、県外の医療機関を受診する場合

- ①医療機関等の窓口でマイナ保険証等を提示し、自己負担額をお支払いください。
- ②各区役所市民保険年金課・福祉事務所・支所・地域センターの窓口で、次のものを添えて医療費給付申請をしてください。
 - ・対象者の健康保険の加入状況が確認できるもの(健康保険証・資格確認書・マイナポータル画面の写し等)
※これらが用意できない場合は対象者のマイナンバーカード等
 - ・領収書
 - ・保護者の方の通帳等(口座の分かるもの)
 - ・保険者が発行した「支給決定通知書」※保険者から療養費、高額療養費、附加給付金等の給付がある場合
- ③後日、指定口座に給付金を振り込みます。

